

民間まちづくり活動促進・普及啓発事業

まちづくり会社等の民間の担い手が主体となった都市再生特別措置法の都市利便増進協定に基づく施設整備等を含む社会実験・実証実験等、先進的な民間まちづくり団体が行う普及啓発事業に助成する。これにより、民間まちづくり活動を広めるとともに、地域活力の向上等を図る。

社会実験・実証事業等

■都市利便増進協定、歩行者経路協定、又は低未利用土地利用促進協定に基づく施設の整備・活用

- ・協定に基づく広場、駐輪場、街路樹、街灯などの整備や通路舗装の高質化 等

↓
社会実験、実証実験等の実施
(広場等の公共空間を活用したイベント、オープンカフェ等の実施 等)

【直接補助】都市再生推進法人
補助率： 1/2以内(かつ、地方公共団体負担額以内)

■まちの賑わい・交流の場の創出や都市施設の活用等に資する社会実験等

- ・空き地・空き店舗等の活用促進
- ・地域の快適性・利便性の維持向上
- ・地域のPR・広報 等

【直接補助】都市再生推進法人、景観協議会、市町村都市再生協議会、
補助率： 1/2以内
(かつ、地方公共団体負担額以内)
【間接補助】民間事業者等
補助率： 1/3以内
(かつ、地方公共団体負担額の1/2以内)

■地方再生コンパクトシティのモデル都市において、都市再生整備計画に位置づけられた官民連携事業

- ・官民連携組織の立ち上げ
- ・市場調査、データ分析、基礎的調査
- ・公共空間等に係る軽微な整備、改修 等

↓
社会実験、実証実験等の実施
(オープンカフェ、コミュニティサイクル等)

【直接補助】民間事業者等(ただし、地方公共団体の出資等が過半を占めない団体に限る)
補助率： 1/2以内
(かつ、地方公共団体負担額以内)



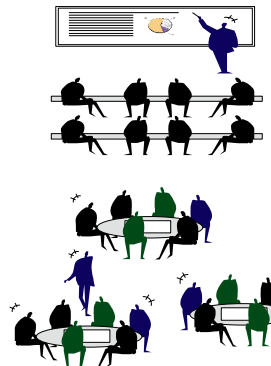
オープンカフェ等の施設の整備等によるまちの賑わい、交流の場の創出(イメージ)

普及啓発事業

■先進団体が持つ継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に水平展開する普及啓発事業

- 都市の課題解決をテーマとし、多様なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップを開催するなど、まちづくりの現場における現実の課題解決に向けた継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営
- i) と連携しつつ、優れたまちづくり活動の普及啓発

【定額補助】都市再生推進法人、景観協議会、市町村都市再生協議会、地方公共団体、大学又は民間事業者等(これらを構成員とするJVも含む。)



<オリエンテーション&座学>
基礎的知識をチーム合同で習得

<現地スタディ/ワークショップ>
地元関係者を巻き込んだWS形式による現地スタディを集中的に行い、事業実現に向けた実践的なノウハウを習得